

# 京都市立四条中学校部活動運営方針

## 1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

## 2 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所を確保できること。

## 3 部員

- ① 入部は自由意志により、一人1部とし、兼部は認められない。3年間継続することが望ましい。
- ② 入退部については担任および顧問の許可を必要とする。

## 4 運営規定

### (1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

### (2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等）は3時間程度を原則とする。

### (3) 完全下校

1年間を通じて17時00分とする。

### (4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

### (5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。

- ① 総括テスト1週間前から総括テスト終了までの期間（ただし、テスト最終日は除く）。
- ② 全日行事の当日、および行事前日準備の日
- ③ 夏季休業中および年末年始の学校閉鎖期間。

### (6) 活動計画

各部活動ごとに年間及び各月ごとの活動計画を作成し、顧問から保護者に配布する。

### (7) 部費等

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月500円までを上限とし、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。